

令和4年度 諏訪市放課後児童クラブ 入所案内



4月（年度当初）からの利用 申し込み受付スケジュール

対象	申込み期間	申込み場所	受付時間
新1年生	令和4年1月5日（水）～1月12日（水）	教育総務課 青少年係 （諏訪市役所4階）	平日 8時30分 ～17時00分 （※）
新2年生 以上	令和4年1月14日（金）～1月25日（火）		

※1月7日（金）・1月12日（水）・1月14日（金）・1月25日（火）の4日間は、教育総務課青少年係窓口で、午後7時00分まで受付を行います。午後6時以降は市役所閉庁時間となるため、庁舎東側、職員玄関よりお入り下さい。

注1：提出書類（入所申込書・就労証明書等）は全部そろえたうえー式で提出してください。
期日までに書類の準備ができない場合は、事前にご相談ください。

注2：新年度のクラブ申込受付時は、書類提出と同時に傷害保険料（児童1名につき800円）を集金します。
釣銭の無いように、あらかじめご準備をお願いします。入所が承認されなかった場合は返金します。

注3：児童クラブの利用は、年度ごとに申し込みが必要です。手続きが無い場合、年度末で自動的に退所になります。

目 次

1	放課後児童クラブの目的	1
2	対象児童および利用の要件	1
3	児童クラブの休日	1
4	児童クラブの開設日および開設時間	2
5	児童クラブ開設場所	2
6	利用区分および利用料（保護者負担金）	3
7	保険料および傷害保険について	3
8	児童クラブ指導員について	4
9	学校登校日のクラブの生活について	4
10	児童のお迎え、帰宅について	4
11	欠席連絡について	5
12	感染症、投薬等について	5
13	急病および事故の対応について	5
14	申込内容の変更および年度途中の退所について	5
15	自然災害等の緊急時の対応について	6
16	入所の取り消しについて	6
17	利用の一時停止について	6
18	児童クラブ利用中に問題が発生した場合	7
19	支援が必要な児童の方へ（放課後デイサービスの利用等）	7
20	学校休業日・土曜クラブの利用について	8
21	学校休業日・土曜クラブの利用申し込みについて	8
22	学校休業日・土曜クラブの生活について	9
23	学校休業日・土曜クラブの持ち物について	9
	児童クラブ申し込み手続き	10
	入所承諾から入所まで	11
	入所申込書記載例	12、13

1 放課後児童クラブの目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、下校時から夕方まで適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を支援することを目的として開設しています。

保護者とは、子どもの両親、65歳未満の祖父母等で、同一住所に住んでいる方をいいます。

2 対象児童および利用の要件

◎諏訪市内の小学1年生から6年生の児童で、保護者が下表の事由により昼間家庭にいない児童。

◎諏訪養護学校小学部の児童で、保護者が下表の事由により昼間家庭にいない児童。

◎その他、教育委員会が特に必要があると認めた児童。

利用事由	申込みできる条件	利用期間	
就 労	保護者が1日あたり概ね5時間以上の就労を常態としており、なおかつ児童の帰宅時に留守家庭である場合	就労している期間	
就労以外の要件	傷病等	保護者が傷病等により1ヵ月以上の入院・自宅療養を必要とする場合	利用を必要とする期間
	就学等	保護者が大学・専門学校等に通っている、または就労等のため職業訓練を受けている場合	就学している期間
	出 産	保護者が出産予定であり、他に昼間児童をみる人がいない場合	出産予定月の1ヶ月前～出産後2ヶ月 合わせて3ヶ月間
	その他	保護者がその他の事由（障がい・介護等）により、昼間児童をみるのが難しい場合 (利用事由を証明できる書類が必要となります)	要相談

3 児童クラブの休日

◎日曜日、国民の祝日

◎8月13日～16日、12月29日～1月3日

◎入学式、卒業式

◎年度末最後の平日から翌年度最初の平日まで・・・新年度準備のため

◎その他、教育委員会が必要と認めた場合

◎学校において、集団下校、引き渡し訓練のある日

◎土曜クラブの休日・・・城南小学校の行事日、新作花火大会の日等（別途お知らせします）

◎養護クラブの休日・・・城南小学校の都合により、クラブ室（城南小学校生活科室）が利用できないとき、土曜クラブの休日
(土曜日の利用については個別に相談させていただきます)

4 児童クラブの開設日および開設時間

開設日	開設時間	場所	備考
登校日	下校後～午後6時30分	各小学校 クラブ室	
学校休業日	午前8時～午後6時30分	各小学校 クラブ室	学校休業日とは、夏休み・冬休み・春休み等の長期休業や、学校の振替休日・計画休業日等をいいます。
土曜日	午前8時～午後6時30分	城南小学校 内クラブ室	土曜日利用を申し込んだ方、かつ事業主による土曜日就労の勤務実態の証明がある方のみ利用可能です。

5 児童クラブ開設場所

児童クラブは、学校の空き教室等で開設していますが、**学校とは別の組織運営**となっています。そのため、**学校の先生方による対応はしていません。**

施設名	クラブ直通電話番号	所在地
上諏訪小学校児童クラブ	080-6931-3472	諏訪2丁目13番1号（上諏訪小学校内）
城南小学校第1児童クラブ	080-5145-4377	高島1丁目29番1号（城南小学校内）
城南小学校第2児童クラブ （土曜クラブ）	080-5145-4381	
城南小学校第3児童クラブ	080-6997-0856	
四賀小学校児童クラブ	080-6931-3474	大字四賀4294番地（四賀小学校内）
豊田小学校児童クラブ	080-6930-5310	大字豊田2399番地（豊田小学校内）
中洲小学校第1児童クラブ	090-4462-9159 080-5144-3447	大字中洲2362番地（中洲小学校敷地内）
中洲小学校第2児童クラブ		
中洲小学校第3児童クラブ		
湖南小学校児童クラブ	080-6931-3475	大字湖南4567番地（湖南小学校内）
諏訪養護学校小学部児童クラブ	080-6931-3476	高島1丁目29番1号（城南小学校内）

◎下記クラブでは、学校の特別教室や近隣施設を借用し児童クラブを開設しています。学校行事等の都合により、これらの施設が利用できない場合は、当該児童クラブはお休みまたは低学年を優先とした開設とさせていただきます。

◇四賀小児童クラブ：四賀小学校図工室 ◇養護児童クラブ：城南小学校生活科室

◎クラブ欠席連絡は、クラブへ直接ご連絡をお願いします。

各クラブ指導員と電話がつながる時間帯

◇登校日：概ね午後2時頃～午後6時30分

◇学校休業日：午前8時～午後6時30分

◎その他のご相談、緊急の用件などは、青少年係にご相談ください。

平日 午前8時30分～午後5時15分

諏訪市役所4F 教育総務課青少年係 TEL:52-4141(内線465・466)

6 利用区分および利用料（保護者負担金）

利用区分	世帯の種別	月額利用料 （利用が無くても 支払い必要）	日額利用料 （休業日および 土曜クラブ）	利用料の計算
①通常利用 （登校日と学校休業日にクラブが利用 できます）	一般の世帯	3,000 円	400 円	3,000 円＋ （400 円×休業日利用日数）
	生活保護世帯、ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯	2,200 円	200 円	2,200 円＋ （200 円×休業日利用日数）
②学校休業日のみ （登校日のクラブ利用はできません。）	一般の世帯	—	600 円	600 円×休業日利用日数
	生活保護世帯、ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯	—	300 円	300 円×休業日利用日数
生活保護世帯、ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯について	○入所申込書の該当欄にご記入の上、証明書類の提示をお願いしています。 ○市町村民税非課税世帯に該当する方は、別途係により課税状況を調査させていただきます。なお、市町村民税非課税世帯の方で、令和3年1月2日以降に諏訪市に転入してきた方は、係にご相談ください。			

◎利用料は、利用月の翌月28日に、八十二銀行の指定口座より引き落としとなります。

（例）4月分利用料→5月28日引き落とし

◎28日が土日祝日の場合、引き落としは翌営業日となります。

◎口座から引き落とせなかった場合、市から送付する納付書により現金にてお支払いください。

◎児童クラブをきょうだいで利用する場合、個別に引き落としとなります。

◎利用料の未納がある場合は、児童クラブの利用はできません。

7 保険料および傷害保険について

◎児童クラブの入所に当たりスポーツ安全保険に加入していただきます。未加入でのクラブの利用はできません。係よりご連絡する指定の日までに、教育総務課青少年係に持参してください。

保険料（年額）800円

◎年度途中に加入した場合、別途振込手数料330円がかかります。

（例）年度途中に1人加入 800円＋330円＝1,130円

〃 2人同時に加入 800円×2人＋330円＝1,930円

◎保険料は年払いのため、年度途中の加入や年度途中で退所の場合も、割引、返金はできません。

◎福祉医療費給付金制度を使用して医療機関を受診しても、保険金は給付されます。

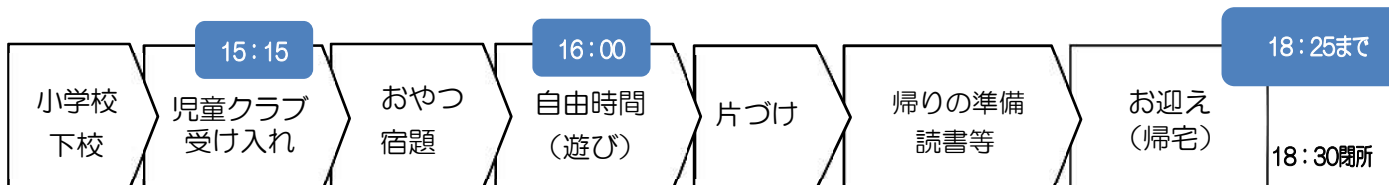
保険の種類	スポーツ安全保険
保険期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
対象範囲	児童クラブ活動中、学校から児童クラブへの移動中、児童クラブから自宅までの往復中
傷害保険	死亡2,000万円、後遺障害3,000万円（最高額）、入院（1日目から保証）日額4,000円、通院（1日目から保証 限度30日）日額1,500円
賠償責任 保 険	（加入児童が他人にけがをさせたり、物を壊したりすることによって法律上の損害賠償責任を求められた場合に補償） 対人対物賠償合算1事故5億円 ただし対人賠償は1人1億円
共済見舞金	突然死（急性心不全、脳内出血など）180万円（葬祭費の範囲内）

8 児童クラブ指導員について

- ◎各児童クラブには、指導員が複数名ずつ配置されています。
- ◎児童クラブ指導員の役割は、「放課後、保護者が迎えに来るまでの時間に児童を預かり、児童が安心安全に過ごせる場所を提供する」ことです。
- ◎指導員は、児童がみんなで楽しく過ごせるよう、またクラブの安全を第一に考えて運営を行っています。
- ◎集団生活が基本となるため、児童一人一人の個別の対応は難しいのが実情です。

9 学校登校日のクラブの生活について

- ◎児童クラブでの生活の流れは、おおむね次の通りです。
- ◎児童クラブでは、塾などによる中抜けはできません。クラブ室を退室した場合、再度入室することはできません。（ただし、プール・補習等の学校行事は可能）
- ◎持ち物については、各クラブ指導員より指示がありますので、ご相談ください。
- ◎学校の教室に忘れ物をしても、児童クラブからは取りに行きません。
- ◎宿題の時間がありますが、児童の自主性に任せ、児童クラブで教えることはしません。



10 児童のお迎え、帰宅について

- ◎午後6時25分までのお迎えを厳守してください。午後6時30分を超えてのお迎えがあった場合は、利用をお断りさせていただきます。
 - ◇児童クラブは午後6時30分に完全閉所します。
 - ◇お迎えのときに、児童について指導員より保護者の方にお話しする時間もいただきたいので、6時25分までのお迎えをお願いします。
- ◎児童が帰宅するとき、低学年生は原則保護者または上のきょうだいがお迎えに来てください。保護者の方は、お仕事終了次第、すみやかなお迎えをお願いいたします。
- ◎お迎えのときは必ず指導員へ声をかけ、保護者はクラブ室外で待つようにしてください。
- ◎保護者以外の方がお迎えに来られる場合には、事故防止のため、お迎えに来る方のお名前や関係等を、連絡帳・電話等で事前にクラブへご連絡ください。
- ◎高学年生は、徒歩での帰宅(お迎えなし)を推奨しています。
 - ◇徒歩での帰宅の場合、夏期は午後5時まで、冬期は午後4時30分までに退室となります。
 - ◇通学路を帰宅し、防犯ブザーを携帯するなど、ご家庭でクラブの行き帰りの安全対策についてご確認ください。
 - ◇低学年で、お迎えなしで帰宅したい場合は、指導員にご相談ください。
- ◎きょうだいは、原則同時に退室とします。きょうだいの片方のみお迎えに来ることはできません。
- ◎指導員が児童を自宅まで送ることはできません。
- ◎車でお迎えの場合、駐車場については指導員の指示に従ってください。
- ◎休業日のみ利用の児童が、休業日に児童クラブを利用するときは、学校下校時間に合わせて、おおむね4時頃までの退室となります。

11 欠席連絡について

- ◎児童クラブを欠席するときは、児童クラブへ直接連絡してください。指導員不在時は、留守番電話となっています。
- ◎低学年生は下校指導があるため、クラブ出欠を必ず担任の先生にも伝えてください。
- ◎欠席の連絡がなく、児童がクラブに来ないときは…
 - ◇児童クラブの利用に慣れていない低学年の児童は、指導員から保護者へ電話連絡する場合がありますが、通常は、欠席とみなし、保護者への確認はしません。
 - ◇クラブ入室までは、保護者の責任となります。必ずお子さんとクラブの出欠について確認をするようにしてください。

12 感染症、投薬等について

- ◎指導員による児童への薬の投薬などの医療行為は、原則行いません。
- ◎感染症（インフルエンザ・ノロウィルス等）の場合、他児童への感染防止のため、児童クラブは利用できません。治癒を証明するものをいただいてからの利用再開となります。
 - ◇学校へ提出する「**治癒報告書**」または「**医師意見書**」の写しをご提示ください。
 - ◇学校休業中の場合は、係にご相談ください。
- ◎他児童への感染の可能性がある場合（とびひなどの皮膚疾患等）や、発熱、おう吐などがある場合は、児童のお預かりはできません。児童の体調が悪い時は、クラブの利用を控えてください。
- ◎発熱の場合、**解熱後24時間が経過し**呼吸器症状が改善傾向となるまでクラブは利用できません。
- ◎集団感染等により学年・学級閉鎖となった場合、所属する児童はクラブを利用できません。
- ◎新型コロナをはじめとする感染症対策のため、**手指消毒およびマスク着用**にご協力ください。

13 急病および事故の対応について

- ◎児童クラブ利用中に負ったけが等については、指導員が応急的に簡易な手当てを行います。
- ◎けがの状態に応じて、指導員の判断のもと保護者への連絡や、救急車の要請を行います。
- ◎熱や病気を発症した場合や、指導員がいつもと様子が違うと判断した場合は、保護者に連絡しますので、速やかなお迎えをお願いします。

14 申込内容の変更および年度途中の退所について

- ◎申込内容の変更及び年度途中で退所を希望される場合は、市役所4F 教育総務課青少年係でお手続きください。（下記手続き書類が係窓口に準備してあります）
- ◎手続きが無い場合は、変更前の利用料をいただくことになります。

届出事由	手続き書類	手続き締め切り
<ul style="list-style-type: none">・利用区分（通常・休業日のみ）の変更希望があるとき・就労先、住所、勤務形態・連絡先等の変更があるとき・世帯の状況が変わったとき（一人親になったなど）・土曜クラブを新たに利用したいとき 等	変更届 〔新就労証明書〕 ※必要に応じて	変更希望月の 前月10日まで
<ul style="list-style-type: none">・年度途中の退所	退所届	退所希望月の 前月末日まで

15 自然災害等の緊急時の対応について

◎台風・地震・豪雪等の自然災害が発生した場合、児童クラブの開設は原則下表のとおりとしますが、「児童の安全確保」「指導員の確保」などの観点から総合的に判断します。学校登校日における児童クラブの開閉所については、学校と連絡を取りながら判断します。

◎災害発生時の児童クラブの対応については、情報配信システム（スマート配信）によるメール配信でお知らせします。また、予め保護者の方に電話等でご相談する場合があります。

◎災害発生の場合、児童 1 人での徒歩下校はできません。**必ず保護者がお迎えに来てください。**
 ◇緊急時に備えて、どなたがお迎えをするのかを、ご家庭であらかじめ決めておいてください。
 ◇災害時には交通網の混乱・電話の不通等が予想されます。**お迎えのため早急な対応**をお願いします。

災害等の規模	学校の対応	児童クラブの対応
大雨・大雪・台風など、 事前に 災害が 起こる可能性がある と想定できる場合 または 突発的な 大雨・大雪等の場合	朝から休校	開設しない
	繰り上げ下校 (一斉下校・集団下校) 保護者引き渡し等の場合	開設しない
	繰り上げ下校 (一斉下校) 給食がある場合	通常 の開設時間から開設する ※通常開設時間までは、学校 預りとする
大規模災害（震度 5 以上の地震・東 海地震の注意情報発令等）の場合		開設しない

16 入所の取り消しについて

次のいずれかに該当した場合、児童クラブ入所の承諾を取り消させていただきます。

- ①世帯状況等の変化により、児童クラブ入所要件を満たさなくなった場合（保護者の退職等）
- ②就労状況証明書または放課後児童クラブ入所申込書等の内容に、虚偽の記入または虚偽の申立てがあった場合
- ③保護者が、閉所時間（午後 6 時 30 分）までのお迎えができない場合
- ④以下のような、**就労の実態に沿わない不正な利用**があった場合
 - ・勤務の無い日や保護者が休暇をとっているのに児童クラブを利用する
 - ・就労が終わり、保護者が帰宅しているのにお迎えに来ない
 - ・保護者の買い物や、遊行的のために児童クラブを利用する
- ⑤児童クラブの利用料を滞納している場合（既に退所したきょうだいを含む）
- ⑥児童が、**集団生活が困難な場合**（行動の自立、自主的な排せつ管理、周囲との意思疎通等）
- ⑦指導員および他児への暴力行為や、著しい暴言、施設の備品等への破壊行為があった場合
- ⑧児童クラブ利用中に、医療行為を必要とする場合
- ⑨児童クラブの管理運営上、支障があると認められた場合

17 利用の一時停止について

次のいずれかに該当した場合、児童クラブ利用が一時停止となります。詳しくは係にご相談ください。

- ①就労していたが、出産のため産休・育休を取得する場合
- ②就労先の変更や、転職のために退職した場合
- ③次の就労先が見つかるまで、一時的に無職となった場合

18 児童クラブ利用中に問題が発生した場合

◎児童クラブは集団生活となります。他児童との関わり合いを総合的に考慮いただき、安全なクラブ運営に向けて保護者のご協力をお願いします。

◎児童によっては、児童クラブでの集団生活が負担となる場合があります。集団生活のきまりが守れないことによるトラブルや、クラブが安全に運営できない状況時、また、他の児童や指導員に危険な行為があったときは…

◇保護者に連絡のうえお迎えにきていただく場合があります。

◇その後のクラブのご利用方法（利用日数・利用時間）について相談させていただきます。

◎児童クラブの責任は、クラブ室入室後からクラブ室退室までとなります。クラブ室からの飛び出しや無断帰宅があった場合を含め、児童クラブ室外は保護者の責任となります。万一事故等が生じた場合、クラブ設置者及び指導員は責任を負いかねますのでご承知ください。

◎指導員の判断で、必要に応じて小学校等の関係機関と、情報交換や情報共有を行います。

◎緊急時や急病の場合、入所申込書の保護者の方の緊急連絡先に電話連絡します。電話がつかまらない等やむを得ない場合は勤務先に電話させていただきます。

19 支援が必要な児童の方へ（放課後デイサービスの利用等）

児童クラブは、集団生活が基本となり、異学年の児童30～50人が同じ教室で過ごし、1クラスに2～4人程度の指導員が配置されます。指導員の役割は、見守りであり、児童の特性に合わせた個別の対応は困難です。このため、児童によっては、児童クラブでの集団生活が負担となる場合があります。

平日に児童クラブで過ごす時間は2、3時間ですが、夏休みなどの長期休みは終日、児童によっては10時間近く児童クラブで過ごすため、よりいっそう児童に負担がかかり、児童クラブで過ごすことが難しい児童もいます。そのような様子が見受けられる児童については、保護者と児童クラブの利用について、個別にご相談をさせていただきます。

身体、発達、精神などの障害や、学習障害等がある児童の方は、療育手帳等の有無にかかわらず放課後デイサービスが利用できます。児童クラブで過ごすことが難しい児童は、放課後デイサービスの利用もご検討ください。

放課後デイサービスと児童クラブを併用することも可能です。放課後デイサービスの利用についてご相談は、福祉課で受け付けています。

	放課後児童クラブ	放課後デイサービス
開設の目的	保護者の就労支援	障がいのある児童の、生活能力の向上、社会との交流の促進のための、発達支援 保護者の就労が無くても利用可能
過ごし方	集団生活 宿題、本読み、自由遊び 指導員は、児童が安全に過ごせるよう見守り	子どもの特性や必要な配慮を踏まえ、一人一人の状態に則した個別支援計画に沿った療養プログラム等が提供される
環境	1クラス児童30～50人程度 指導員2～4人程度	指導員の他、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、必要に応じて医療関係者が配置される
利用料金	6「利用区分および利用料（保護者負担金）」の通り	世帯所得により上限月額があり、利用料の9割を自治体が負担 サービスを受けられる日数は、障害の程度により決定される

20 学校休業日・土曜日クラブの利用について

◎学校休業日（計画休業・振替休業・長期休業 等）の利用について

- ◇利用区分が、通常利用の方、学校休業日のみの方、どちらも利用できます。
- ◇利用料は利用日数に応じて日額を頂きます。通常利用の方は、月額利用料に日額利用料が加算されます。

◎土曜日クラブの利用について

- ◇土曜日クラブは、「児童クラブ入所申込書」にて利用区分に土曜日を申し込み、かつ「就労状況証明書」において、事業主による土曜日就労の勤務実態の証明があった場合に利用できます。
- ◇利用区分が、通常利用の方、学校休業日のみの方、どちらも利用できます。
- ◇利用料は利用日数に応じて日額を頂きます。通常利用の方は、月額利用料に日額利用料が加算されます。
- ◇諏訪市内6小学校児童について、城南小学校第2児童クラブ室一ヶ所で開設します。
- ◇養護クラブは、登校日と同じクラブ室（城南小学校生活科室）で開設します。

21 学校休業日・土曜日クラブの利用申し込みについて

◎学校休業日及び土曜日のクラブ利用は、予め児童の出席を把握するため利用日につき事前の申し込み制となっています。利用日・利用区分に応じて、下表のとおり利用申し込みを行ってください。

◎長期休業（夏休み、冬休み、春休み）については、市役所から利用の案内（申込書）について別途通知をお送りします。

◎振替休日・計画休業日は、学校の年間計画等で日程を確認してください。

◎申込希望者が多い場合、低学年を優先とした受け入れとさせていただきます場合があります。

◎お申し込みの無い児童が児童クラブに来た場合は、児童の安全確保のためにいったん受け入れをしますが、利用申し込み状況を確認の上、保護者の方に連絡しますので、すみやかなお迎えをお願いします。

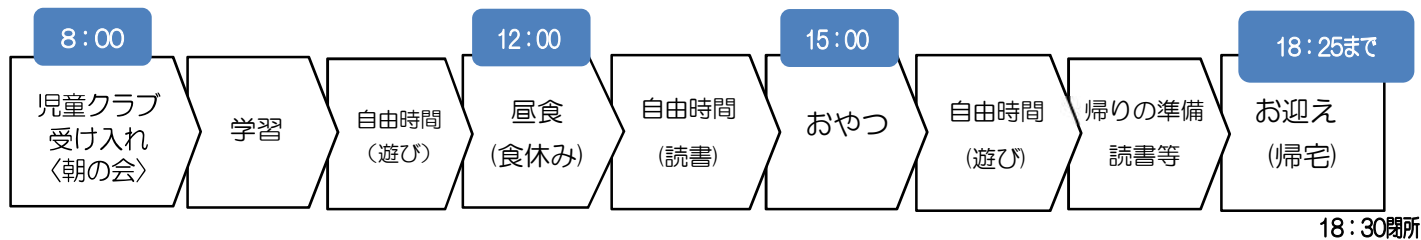
◎利用時間（お迎え時間）にかかわらず、利用料がかかります。

利用日	利用区分	利用案内	申込方法	提出締め切り
振替休日・ 計画休業日	通常利用	・学校の年間計画等で利用日を確認してください。	各クラブへお問い合わせください	各クラブの指示による
	学校休業日 のみ	・利用申込書は入所関係書類とともにあらかじめ送付します。	「休業日利用申込書」を青少年係へ提出	前月20日まで
長期休業 (夏休み 冬休み 春休み)	通常利用	・利用について、利用案内・利用申込書とともに、市より郵送します。	「利用希望申込書」を各クラブへ提出 または電子申請	通知に記載の締切期日まで
	学校休業日 のみ		「利用希望申込書」を青少年係へ提出 または電子申請	
土曜日クラブ	土曜日クラブに申し込んだ方	・利用申込書は入所関係書類とともにあらかじめ送付します。 ・開設できない場合は、別途お知らせします。	「土曜日クラブ利用申込書」を青少年係へ提出	前月20日まで

22 学校休業日・土曜クラブの生活について

◎児童クラブでの生活の流れは、おおむね次の通りです。

◎児童クラブへの入室は**午前 8 時**からです。入室時間前に来た場合は、クラブ室外で待機となります。



23 学校休業日・土曜クラブの持ち物について

◎お弁当（昼食）

◇冷蔵庫は利用できません。夏期は傷みを防ぐため、お弁当に保冷剤を入れるなど、ご家庭で対策をお願いします。

◎水筒（水、お茶、麦茶等の飲料）

◇ペットボトルは禁止です。

◇金属製の水筒に、スポーツドリンク、炭酸・乳酸菌・果汁飲料は入れないようにお願いします。

◎学習道具

◎読書本、その他クラブから指示のあったもの

◎おやつ

◇おやつは、その日食べる分だけを持たせてください。過度な量にならないよう節度ある対応をお願いします。

◇冷蔵庫の利用はできません、また、児童クラブでの保管はしません。

◇アレルギーのある児童もいるため、児童同士のおやつの交換は禁止とします。

指導員も配慮していきますが、児童自身で注意できるよう、ご家庭で指導をお願いします。



※おやつ分量 見本※

- 全て **個包装** のもの
- スプーン・フォークを必要としないもの
- 棒などがついていないもの
- 長時間常温においても傷まないもの
- 入れ物は児童が自分で開閉できるもの（タッパー・ジップロックなど）
- おやつで出たゴミは持ち帰ります。
- ガムなどの嗜好品は禁止です。

児童クラブ入所申し込み手続き

1 提出書類の準備

- 諏訪市放課後児童クラブ入所申込書・・・児童 1 人につき 1 部
- 入所の要件を証明する、下表のいずれかの書類
- 利用料の減免を希望されるひとり親世帯の方は、手続き時に戸籍謄本または児童扶養手当受給者証を提示して下さい。提示が無い場合、利用料の減免は認められません。
- 申込みに伴う提出書類は、児童クラブ運営上必要な範囲でのみ利用します。なお、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

利用事由		必要書類	利用期間
就労		就労証明書（自営業・農業含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜クラブ利用希望者は、土曜勤務の分かるシフト表などの写し、その他必要に応じて就労形態の分かる書類を求める場合があります。 ・ 児童と同居する65歳未満の保護者 1 保護者につき各 1 部（きょうだいで申し込む場合も 1 保護者各 1 部） 	就労している期間
就 労 外 要 件	傷病等	医師の診断書（写しでも可）	利用を必要とする期間
	就学等	在学証明書 及び 授業のカリキュラムが分かるもの	就学している期間
	出産	母子手帳の写し（保護者の氏名と出産予定日の記載箇所）	出産予定月の 1 ヶ月前 ～ 出産後 2 ヶ月 合わせて 3 ヶ月間
	その他	利用事由を証明できる書類等	要相談

2 申し込みの受付

- 申し込み場所：教育総務課青少年係（諏訪市役所 4 階）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- 申し込み期限
 - ・ 年度当初からの利用……この「入所案内」の表紙の通り
 - ・ 年度途中での申し込み……**入所希望月の前月 10 日まで**
 （例）6 月 1 日から利用希望 → 5 月 10 日までに書類を提出
- **夏休み期間**の申し込み締切
 各小学校の夏休み期間（7月下旬～8月下旬）の利用を希望する場合は、**6月17日（金）**までにお申し込み下さい。

3 申請書類の審査及び入所希望者台帳への登録

- 申込書の記載事項、世帯の状況、提出された証明書等を確認し、利用要件に該当するかを審査します。

4 承諾の判定

- 児童クラブへの入所は、保護者の就労状況等に加え、児童の学年を考慮し「入所取扱基準」により低学年生を優先に、総合的に入所承諾の判定を行います。

入所承諾から入所まで

5 入所関係書類の送付

入所が承諾されると、以下の入所関係書類を送付しますので、所定の手続きを行ってください。

- ①児童クラブ入所承諾書
- ②預金口座振替依頼書
- ③児童クラブメール配信システムへの登録について
- ④「休業日のみ利用」「土曜クラブ」利用者向け案内・申込書（該当者のみ）
- ⑤保険料案内（スポーツ安全保険）

6 各クラブで入所説明会・面談

□児童クラブの生活について、各クラブにて入所説明会を開催します。

□年度途中に加入の場合は入所説明会に代えて、入所前に各児童クラブにて、保護者・入所児童・クラブ指導員の3者で面談をします。詳しい日時は別途相談させていただきます。

7 情報配信システム（スマート配信）への登録

□児童クラブ開設に関する連絡他、災害等の緊急時の連絡のために、情報配信システム（スマート配信）への登録をお願いします。

□メール配信システムを利用しないことによる不利益については、保護者の方の自己責任とさせていただきます。なお、携帯電話を持っていない等、情報配信システムを利用することができない方は、係にご相談ください。

登録方法	<ul style="list-style-type: none">・児童クラブメール配信システムへの登録手順により登録してください。・学校と児童クラブは、管理組織が異なるため、学校とは別に情報配信システムへの登録が必要です。・高学年のきょうだいがおり、既に登録のある方が、低学年のきょうだいを追加で登録する場合は、上のきょうだいの登録を削除し、下のきょうだいの名前で新規登録をお願いします。
登録解除	<ul style="list-style-type: none">・児童クラブの退所等で、メール受信の必要がなくなった時は、別紙「メール配信解除手続き」によりご自身でメール配信解除手続きをお願いします。
転校した場合	<ul style="list-style-type: none">・メール配信は、学校ごとグループにて配信しています。市内で転校した場合は、転校先で新たに登録が必要となります。

8 八十二銀行預金口座振替依頼書の提出

児童クラブの利用料金を八十二銀行からの自動引き落としで徴収させていただきます。指定の期日までに、八十二銀行口座の「預金口座振替依頼書」を係までご提出ください。

9 児童クラブ入所

□新一年生は、入学式翌日からクラブ利用開始となります。

□通常利用の新一年生は、児童の安全のため、4月についてのみ、利用申し込み報告書により、あらかじめ出欠を報告していただきます。

□入所は、原則月1回毎月1日からとします（休日の場合は翌開所日から）。

□申し込み状況、指導員体制の整備の観点から、やむを得ず児童クラブへの入所をお待ちいただく場合があります。

【入所申込書記入例】

在籍保育・幼稚園
(新1年生のみ記入)

〇〇保育・幼稚園

諏訪市放課後児童クラブ入所申込書

(宛先)
諏訪市教育委員会

提出日 令和4年 〇月 〇〇日

(〒399-0724)

(保護者) 住 所 諏訪市〇〇〇123-45

氏 名 諏訪 太郎

電話番号 自宅： 0266-00-0000

携帯： 090-0000-0000

緊急時連絡先①

氏 名 諏訪 花子

児童との続柄 母

電話番号 090-1111-1111

緊急時連絡先②

氏 名 長野 松子

児童との続柄 叔母(母の妹)

電話番号 090-2222-2222

保護者及び同居親族の就労状況、児童クラブへの入所を申し込みます。なお、必要がある場合、緊急時連絡先は、必ず2名の方をご記入下さい。

記

令和4年4月1日時点での学年をお書き下さい。

ふりがな	すわ かりん	※利用開始希望日の学年をお書き下さい。
氏 名	諏訪 花梨	最長で年度末の3月31日となります。
新1年生は入学式翌日から受入となります。	女	〇〇 小学校 〇 年
生年月日	平成〇〇年 〇月 〇〇日	
児童の利用状況	利用希望期間 令和4年 〇月 〇〇日 ~ 令和〇〇年 〇月 〇〇日	
利用区分	〇 通常利用	就労後、児童クラブへお迎えに行ける時間をお書きください。
(希望するものに〇をしてください。)	〇 学校休業日のみ(長期休業日、振替休日等)	利用時間 登校日 下校時 ~ 17時 30分
	〇 土曜日	休業日 土曜日の利用を希望する場合(事業主の勤務証明が必要です。) 8時 00分 ~ 17時 30分
特記事項	児童について 配慮の必要性、アレルギー、持病等 がありますか。	
	なし ・ あり	「なし」と答えた方も、気になる点などは裏面にお書きください。

※上記児童以外の世帯全員についてお書きください。

同居世帯の状況	氏 名	続柄	年齢	事 由	備 考(職場名・学校・保育園名等)	帰宅時間
	諏訪 太郎	父	36	就労	株式会社〇〇工業	20:00
	諏訪 花子	母	33	就労	〇〇〇商事	17:00
	諏訪 小姫	妹	3		〇〇保育園(年少)	17:30
	高島 あやめ	祖母	62	就労	〇〇スーパー	18:00
	利用事由を記入し、備考欄に会社名・在籍学校・保育園等をお書きください。					

以下に該当する場合は、番号に〇をし、必要に応じて書類の提示をお願いします。

1	生活保護世帯	
2	ひとり親世帯	提示：戸籍謄本 又は 児童扶養手当証書等
3	市町村民税非課税世帯	提示：市町村民税非課税証明書(転入者のみ)

児童クラブ利用状況 (履歴)	本人	無 / (有) (〇年生時に通常利用)
	兄妹関係	無 / (有) (兄：〇〇、〇年生時に通常利用)

申込み者本人と、きょうだい関係のこれまでの児童クラブ利用状況をお書き下さい。(最近のもの)

特記事項記載欄

生活の中で配慮すべきこと
※参考

- ・新しい環境に慣れるまで時間がかかりますが、声掛けをすれば動くことができます。
- ・言葉が上手く出ず、泣いたり大声を出すことがあります。家では、どう感じているのか自分の気持ちを言葉で伝えることができるように、話をしています。
- ・工作等に夢中になると時間を気にしなくなります。先に「〇〇は何時まで」などの約束事にと守ります。

家庭の中で具体的に対応していること
 についてもお書きください。

持病等について (薬を服薬している場合は、その種類もお書きください。)
※参考

- ・喘息…季節の変わり目などに酷くなることがあります。
- ・広汎性発達障害…こだわりが強く、生活のリズムに慣れるまでは自分の思い通りにいかないと手が出る場合があります。
 (コンサータを服用。朝に家で飲ませているので、常備はしていません。)

対応の仕方、薬の服薬状況などもお書きください。
 (クラブでは投薬等の医療行為は原則行いません。)

アレルギー等について
※参考

- ・花粉症…酷くなる時期には目薬を持たせています。自分で使用できます。
- ・食物アレルギー…くるみ、そば、卵

かゆみなどの症状が出た場合には、すぐに指導員に伝えることができるようにしておいてください。

その他
※参考

- ・学校では、特別支援学級に通っています。
- ・放課後デイサービスを併用する予定です (放デイ 毎週火・木曜日)
- ・友達といて感情が高まると、手が出てしまうことがあります。自分が悪かったと理解できれば謝ることができます。

主に学校や家庭での様子についてお書きください。

保険料確認欄	(/)
--------	-------

手続き一覧表

届出事由等		手続き締め切り 等	手続き場所等	ページ
入 所 申 込	年度当初から加入	表紙に記載の通り	市役所教育総務課青少年係 ※所定の審査がありますので 早めにご相談ください	10 ・ 11
	年度途中から 新規加入	利用開始希望月の 前月10日		
	夏休み初日からの 新規加入	6月17日（金）まで		
変更届 （利用形態、勤務状況、住 所の変更、土曜追加 等）		変更希望月の 前月10日まで	市役所教育総務課青少年係	5
退所届		退所希望月の 前月月末まで	市役所教育総務課青少年係	5
学校休業日利用申し込み		前月20日まで	通常利用：各クラブ指導員 休業日のみ利用：青少年係	8
土曜クラブ利用申し込み			市役所教育総務課青少年係	8
長期休業利用申し込み （夏休み・冬休み・春休み）		係より別途通知	通常利用：各クラブ指導員 休業日のみ利用：青少年係 または電子申請を利用	8
利用料のお支払い		毎月28日 （土日祝日の場合は翌営業日）	八十二銀行指定口座より引き 落とし	3



＜お問い合わせ先＞

諏訪市教育委員会事務局 教育総務課 青少年係（諏訪市役所 4 階）
 〒392-8511 諏訪市高島 1 丁目 22 番 30 号
 TEL：0266-52-4141（内線 465・466）
 FAX：0266-53-8299